

平成30年度事業計画

基本方針

地域社会の健全な発展及び災害の防止に寄与することを目的として、次の基本方針のもとに事業を実施する。

- 1 市街地の再開発等に携わる関係者や住まいづくり・まちづくりに関心をもつ人々に対し、各種事業制度の紹介や助成制度の活用方策等ニーズの高いテーマについて、研修会・セミナー、出版、ホームページ等を通じた積極的な情報提供に努める。
- 2 地方公共団体や地権者からの市街地再開発事業等に関する相談に対応し、事業の立ち上げ時の支援に取り組む。
- 3 事業推進上のあい路や事業環境等の情報収集に努め、多くの地区が抱える課題について自主研究を進め、広く情報発信する。
- 4 債務保証制度及び街なか居住再生ファンドについて、既往事業の管理及び採択済み事業の実施についての的確な制度の実施及び運用を行う。
- 5 2019年に協会設立50周年を迎えるにあたり、記念事業を行うため、実施体制の構築、事業内容、協賛金（広告費）要請などについて具体的な検討・準備を進める。

I 市街地の再開発等に関する情報提供及び普及啓発

安全・安心で暮らしやすい住まいづくり・まちづくりが推進されるよう、市街地再開発事業、住環境整備事業、住宅市街地総合整備事業、マンション建替事業等に携わっている関係者や広く住まいづくり・まちづくりに関心もつ人々を対象として情報提供、普及啓発活動を行う。

- 1 市街地の再開発等に関する専門図書
市街地再開発事業、住環境整備事業、住宅市街地総合整備事業等の推進に資するため「再開発必携」「市街地再開発」等の各種年度版図書について引き続き発行する。
- 2 機関誌及びホームページ
機関誌「市街地再開発」を発行し、会員、研究機関等に配布するとともに、ホームページについて、情報の更新・追加を適時・適切に実施する。
事務局を行っているマンション再生協議会のホームページに関しては改訂作業を継続し、再生事例や地方公共団体による支援情報の充実等を図り、より使いやすく信頼性の高いサイトにする。

3 研修会、講演会等

市街地再開発事業等に関し、地方公共団体・民間企業等を対象とした全国市街地再開発事業研修会、再開発セミナー、現地視察会、住環境整備事業に係る研修会、住宅市街地整備に係る研修会等を開催する。

また、(一社)再開発コーディネーター協会と共同で、海外における都市再開発事情等の視察を行う。

4 再開発事業記録等

再開発事業記録等の DVD の無料貸出を行う。

5 功労者表彰

市街地の再開発等の推進に顕著な功績や特に推奨に値する業績のあった個人もしくは団体に対し表彰を行う。

6 住まいづくり・まちづくり活動に対する協力支援等

(1) 「マンション再生協議会」及び「(一社) マンション再生協会」

マンションの適切な維持・修繕や建替えの推進を図ることを目的とする「マンション再生協議会」の活動を支援し、事務局業務を担当する。また、「(一社) マンション再生協会」を支援するとともに、「マンション再生協議会」と同協会が連携し、マンション再生に取り組む関係団体とネットワークの構築、マンション管理組合等が必要とするマンション再生に係る情報提供に努める。

(2) 「まちづくり月間」及び「住生活月間」

まちづくり月間全国的行事实行委員会の主催による「まちづくり月間(平成30年6月1日～30日)」及び住生活月間実行委員会の主催による「住生活月間(平成30年10月1日～31日)」の行事实施に協力する。

(3) その他、住まいづくり・まちづくりを推進するための諸事業

その他、各団体等の行う住まいづくり・まちづくり事業の推進に有効な取り組みについて、必要に応じ後援、協賛又は協力支援する。

7 50周年記念事業

記念事業の一環として、機関誌「市街地再開発」に50周年をふまえた記事を掲載する。また、「日本の都市再開発第8集」を出版する。

さらに、来年度実施予定の、記念講演、記念誌、機関誌「市街地再開発」総集編 DVD(平成22年以降)の発刊の準備を進める。

II 市街地の再開発等に関する相談・助言等

良質な居住空間の創造、賑わいのある都市空間の再生に寄与する事業への取り組みが推進されるよう、市街地の再開発等に携わる関係者を対象として、市街地再開発事業等の施行、民間事業者の活用等に関する相談・助言を行う。

1 再開発等に対する相談・助言

市街地の再開発等に携わる関係者（一般の方を含む）を対象に、メールや電話、来訪による照会・質問・相談等に対し、無料で市街地再開発事業等の制度解説、事例紹介、市街地の再開発等に携わる関係者（一般の方を含む）を対象に、メールや電話、来訪による照会・質問・相談等に対し、無料で市街地再開発事業等の制度解説、事例紹介、資料提供等を行う。

2 市街地の再開発等に関するコンサルティング

地方公共団体、再開発準備組合等に対して、制度解説、事例紹介、資料提供等を行うとともに、地方公共団体等からの依頼に基づき、まちづくり方策検討調査、事業化推進調査、費用便益分析などを受託調査として実施する。

3 業務代行者等の選定支援

民間事業者のノウハウ、資金力等を活用するため、業務代行者、事業協力者、参加組合員等の選定について、施行者からの依頼に応じて助言・支援を行う。

Ⅲ 市街地の再開発等に関する調査研究

市街地の再開発等が円滑に推進されるよう、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住環境整備事業、マンション建替事業等に関する情報収集、調査研究、データベース作成等を行い、広く市街地の再開発等に携わっている関係者に基礎的情報等を提供する。

1 市街地の再開発等に関する自主研究

市街地再開発事業等を取り巻く事業環境の把握に努め、「自主研究」を実施し、研究調査の成果について広く会員等に情報発信する。

また、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行に係る課題について、関係団体等と研究会を立ち上げ、調査研究を行う。

2 これからの都市開発・再開発についての研究会

再開発関連分野における今後の大都市及び地方都市の動向についての研究会の事務局業務を引き続き行う。

3 市街地再開発等の調査業務等情報サービス（略称 URRIS）

コンサルタント等の業務実績情報や技術者情報を無償で提供するサービス（URRIS）として、地方公共団体に冊子を配布するとともに、ホームページに掲載する。

4 都市再開発促進協議会が行う研究会への協力

地方公共団体等が組織する都市再開発促進協議会の「全国市街地再開発事業研究会」の実施に協力する。

5 耐震改修対象マンションの改修促進に向けた課題研究

昨年度より継続し、耐震改修にあたり、専有部を含め改修を行う場合の事業成立の課題について検討を行う。

IV 市街地の再開発等の促進のための債務保証

市街地再開発事業等に必要な資金の調達を円滑にするため、既債務保証地区 3 地区及び採択地区 1 地区にかかる債務保証の実施・管理を行う。

V 中心市街地等の活性化推進のための

街なか居住再生ファンド

既採択地区にかかる地方都市の中心市街地等において行われる民間の住宅等の整備事業に対して出資することにより、居住や公共公益サービス等のバランスのとれた中心市街地の再生に資する。

1 街なか居住再生ファンドの出資

新規出資最終年度として、平成 27 年までの既採択地区のうち未出資 4 地区にかかる出資事業を実施する。

2 街なか居住再生ファンド出資の管理

出資案件にかかる管理・運営を行う。